

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと
暮らしやすい社会づくり条例」の取り組み状況等について
(平成30年度)

京 都 府

目次

はじめに	・ ・ ・	2
1 相談対応について	・ ・ ・	3
(1) 条例における相談対象		
(2) 相談体制と助言・あっせんの仕組み		
(3) 広域専門相談員		
(4) 地域相談員		
2 相談実績	・ ・ ・	6
(1) 平成30年度相談概要について		
(2) 相談件数等のクロス表		
(3) 相談事例		
(4) 相談活動のまとめ		
3 その他の活動状況	・ ・ ・	14
(1) 京都府障害者相談等調整委員会の開催		
(2) 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり推進協議会の開催		
(3) 普及・啓発活動		
4 今後の課題	・ ・ ・	15
(1) 事業者・府民への普及・啓発について		
(2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について		

はじめに

私たちの住む京都では、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、みんながお互いにかげがえのない個人として尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる地域社会をつくるために、多くの努力が重ねられてきました。

しかしながら、現状では、障害のある人が毎日の生活を送る上で支障となる様々なバリア（ここでは「社会的障壁」といいます。）があることによって、障害のある人が、地域で安心して生活することや、社会活動に参加することが十分にできていない状況があります。

全ての府民が、安心していきいきと暮らせる地域社会をつくるためには、私たち一人ひとりが、それぞれの立場で、協力し合い、こうした様々なバリアをなくしていく配慮や工夫をするなどの取組を進めていく必要があります。

京都府では、共生社会をつくっていくための取組を進めるため「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」（以下、「条例」といいます。）を制定し、平成27年4月から全面施行しました。

また、平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行されており、国のレベルでも共生社会の実現に向けた取組が進められています。

さらに京都府では、平成30年3月に「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」を施行し、聴覚障害のある人への理解を深めるとともに、聞こえの共生社会づくりを目指した取組を進めているところです。

この報告書は、条例に関する平成30年度の取り組み状況を取りまとめたものです。

府民の皆さんに条例の取組状況を広く知っていただき、府民の皆さんが、共生社会の実現のために何をすればよいかを考え、行動していただくきっかけになればと思っています。

1 相談対応について

(1) 条例における相談対象

この条例では、府内で発生した次に掲げる相談（特定相談）を相談活動の対象としています。

1 不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害に関すること

条例では、合理的な理由なく、障害を理由として、サービスの提供などを拒否・制限したり、障害のない人には付さない条件を付けたりするなど、障害のある人を、障害のない人より不利に扱い、障害のある人の権利利益を侵害することを禁止しています。

京都府	禁 止	不利益取扱いが禁止されます。
事業者		

【不利益取扱いに該当する可能性のある事例】

- ・ お店に盲導犬を連れて入ろうとしたら、「障害のある人には対応できない」という理由で、事情説明もなく、入店を断る。
- ・ 障害がある人の障害の状態や求められる配慮などを聞かず、障害があることを理由に、賃貸借契約を一律に断る。
- ・ 労働者の募集にあたり、業務遂行上特に必要でないにもかかわらず、障害のある人のみが排除される条件を付けている。

2 合理的配慮に関すること

障害のある人が、毎日の生活を送る上で支障となるバリアをなくすための配慮について、それを行うための負担が重すぎない範囲で、提供することを求めています。

京都府	義 務	合理的配慮を行わなければなりません。
事業者	努力義務	合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

【合理的配慮の例】

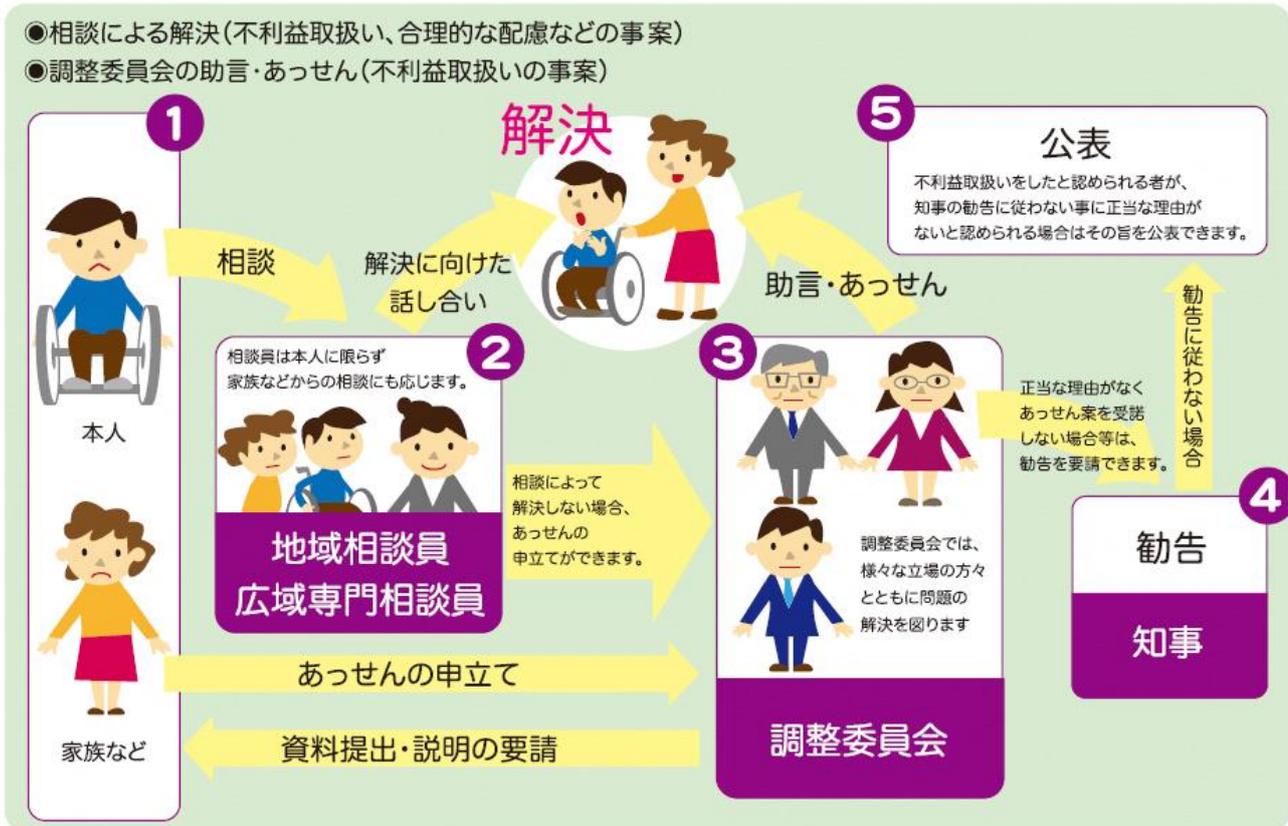
- ・ 視覚障害のある人に、メニューを声に出して読み上げたり、商品の説明をしたりする。
- ・ 聴覚障害のある人に、筆談をしてコミュニケーションをとる。
- ・ 車いすを利用している人のために、手動のドアを開閉する。
- ・ 知的障害のある人が要件や説明を理解したかどうか、丁寧に確認する。
- ・ 精神障害のある人と話す際、ゆっくりと考えて言葉を返すことができるよう、焦らずに待つ。

3 障害者に不快の念をを起こさせる言動に関すること

4 障害者虐待に関すること

5 障害及び性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合の、その状況に応じた適切な配慮に関すること

(2) 相談体制と助言・あっせんの仕組み



(3) 広域専門相談員

条例に基づき、京都府健康福祉部障害者支援課に広域専門相談員を2名配置しています。(平成31年3月31日時点)

広域専門相談員は、障害者支援課に設置した専用の電話やメールで相談を受け付け、事案の解決に努めています。

(4) 地域相談員

地域相談員は、各市町村が委嘱している身体障害者相談員及び知的障害者相談員等の方から、条例の相談業務を担っていただける方243名(平成31年3月31日時点)に就任いただき、広域専門相談員と連携しながら、事案の解決を図っています。

(地域相談員の内訳)

・身体障害者相談員(条例第10条第1項第1号)	142名	} 合計243名
・知的障害者相談員(条例第10条第1項第2号)	65名	
・その他障害者の福祉の増進に関し熱意と識見をもっている者 であって知事が適当と認めるもの(条例第10条第1項第3号)	36名	

※上記の法定の各障害者相談員のほか、市町村が独自に設置する障害者相談員

(法定の相談員では対応できない精神障害、発達障害等に関する相談に対応する者)

<地域相談員の地域別人数>

圏域名	市町村	条例第10条第1項			合計	
		第1号	第2号	第3号		
丹後圏域	宮津市	1	2	1	4	
	京丹後市	6	6	3	15	
	伊根町	1	1	0	2	
	与謝野町	3	1	1	5	
計		11	10	5	26	
中丹圏域	福知山市	8	2	5	15	
	舞鶴市	5	3	0	8	
	綾部市	2	2	1	5	
計		15	7	6	28	
南丹圏域	亀岡市	10	4	2	16	
	南丹市	3	3	1	7	
	京丹波町	6	2	0	8	
計		19	9	3	31	
京都・乙訓圏域	京都市サブ圏域	京都市	41	20	22	83
	乙訓サブ圏域	向日市	8	2	0	10
		長岡京市	7	2	0	9
		大山崎町	2	1	0	3
計		58	25	22	105	
山城北圏域	宇治市	11	0	0	11	
	城陽市	7	3	0	10	
	八幡市	4	1	0	5	
	京田辺市	3	2	0	5	
	久御山町	3	1	0	4	
	井手町	1	1	0	2	
	宇治田原町	1	0	0	1	
計		30	8	0	38	
山城南圏域	木津川市	5	3	0	8	
	笠置町	1	1	0	2	
	和束町	1	0	0	1	
	精華町	2	1	0	3	
	南山城村	0	1	0	1	
計		9	6	0	15	
GM		0	0	7	7	
合計		142	65	43	250	

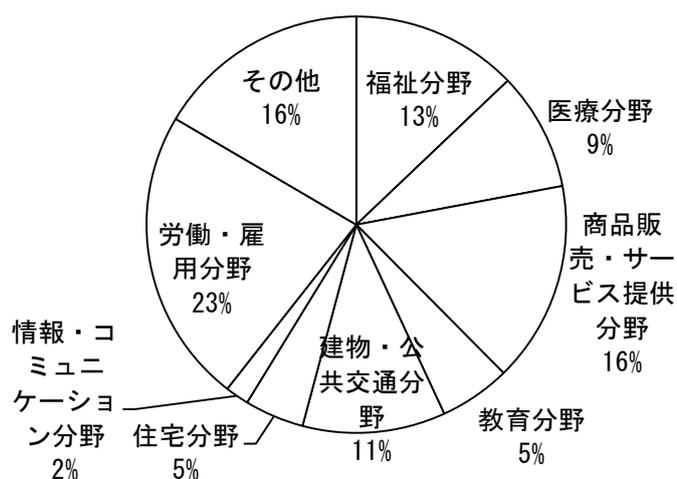
2 相談実績

(1) 平成30年度相談概要について

平成30年度には、合計114件（うち前年度以前からの継続13件）の相談があり、そのうち110件について相談対応を終了しています。ここでは、その110件の概要を紹介します。

	新規受付	前年度から継続	次年度へ継続	終結
30年度	101	13	4	110
29年度	113	9	13	109

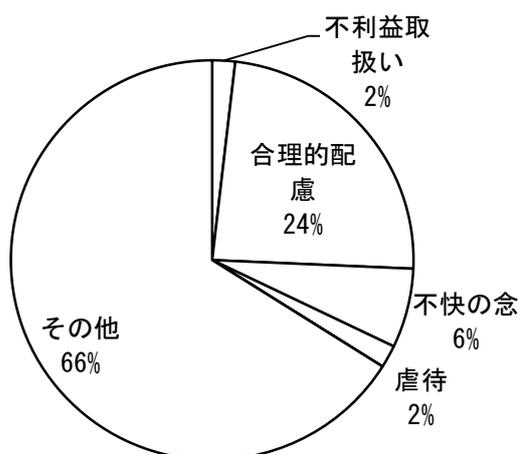
ア 相談分野別



相談分野	③0件数	②9件数
福祉分野	14	15
医療分野	10	4
商品販売・サービス提供分野	17	26
教育分野	6	8
建物・公共交通分野	12	14
住宅分野	5	4
情報・コミュニケーション分野	2	4
労働・雇用分野	25	11
その他	19	23
合計	110	109

「労働・雇用分野」が最も多く（23%）、次いで「商品販売・サービス提供分野」（16%）、「その他」（16%）、「福祉分野」（13%）と続き、これらの分野で過半数を占めました。

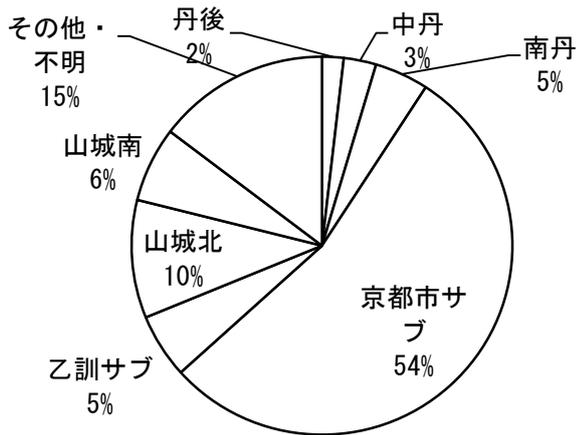
イ 特定相談等の種類別



特定相談の種類	③0件数	②9件数
不利益取扱い	2	5
合理的配慮	26	16
不快の念	7	3
虐待	2	0
特に困難な状況への適切な配慮	0	0
その他	73	85
（内訳）意見・要望・苦情	63	59
問い合わせ	10	17
合計	110	109

条例の特定相談に該当すると考えられるものは37件（34%）でした。「その他」としては、制度に関する要望や問い合わせ、生活支援に関する相談などがありました。

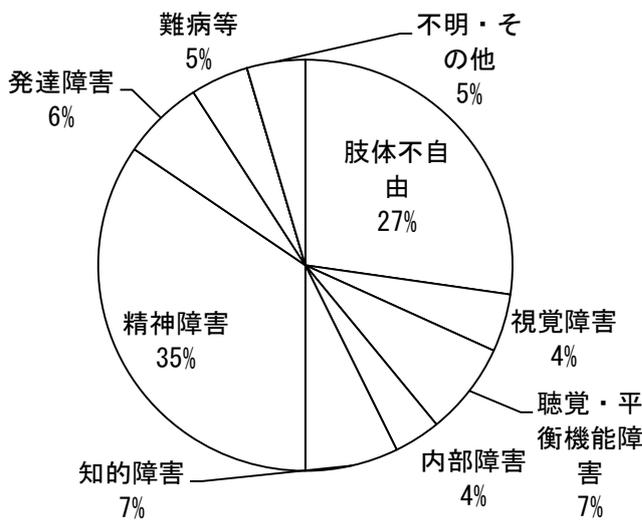
ウ 発生地の圏域別



圏域名		③⑩件数	②⑨件数
丹後圏域		2	13
中丹圏域		3	4
南丹圏域		5	2
京都・乙訓圏域	京都市サブ圏域	59	66
	乙訓サブ圏域	6	6
山城北圏域		11	8
山城南圏域		7	3
その他・不明		17	7
合計		110	109

発生地は京都市サブ圏域が54%を占め、おおむね府内の人口分布（56.7%）に合致します。「その他」は、京都府外での相談や発生地のわからなかった相談などです。

エ 相談者等の障害種別

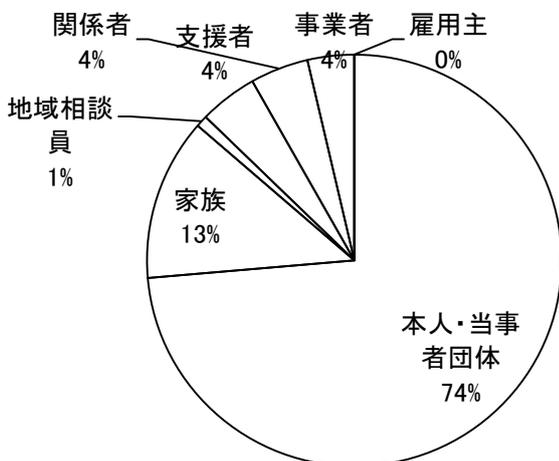


障害種別	③⑩件数	②⑨件数
肢体不自由	30	43
視覚障害	5	7
聴覚・平衡機能障害	8	6
内部障害	4	4
知的障害	8	15
精神障害	38	28
発達障害	7	15
難病	6	3
その他・不明	5	6
合計	111	127

精神障害（35%）と肢体不自由（27%）で過半数を占めました。

※複数の障害種別に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致していません。

オ 相談者の属性



相談者	③⑩件数	②⑨件数
本人・当事者団体	81	81
家族	14	12
地域相談員	1	2
支援者	5	4
関係者	5	8
事業者	4	2
雇用主	0	0
合計	110	109

本人・当事者団体からの相談が最も多く（75%）、事業者側からの相談は4件のみでした。

(2) 相談件数等のクロス表

ア 障害種別と相談者

	家族	関係者	支援者	当事者	地域相談員	事業者	総計
肢体不自由		4	1	22	1	2	30
視覚障害				5			5
聴覚・平衡機能障害	1			7			8
内部障害				4			4
知的障害	4		1	3			8
精神障害	5	1	1	30		1	38
発達障害	3		1	3			7
難病等	1		1	4			6
不明・その他				4		1	5
総計	14	5	5	82	1	4	111

※複数の障害種別に該当する場合がありますため、合計は相談件数と一致していません。

イ 相談分野と障害種別

	福祉分野	医療分野	商品販売・サービス提供分野	教育分野	建物・公共交通分野	住宅分野	情報・コミュニケーション分野	労働・雇用分野	その他	総計
肢体不自由	6	1	8		8	1		2	4	30
視覚障害	1		2		1				1	5
聴覚・平衡機能障害			4	1			1	2		8
内部障害								3	1	4
知的障害	1	1			1			3	2	8
精神障害	5	6	2	2	1	2	1	11	8	38
発達障害		1	1	2				3		7
難病等		1		1	1	1		1	1	6
不明・その他	1					1			3	5
総計	14	10	17	6	12	5	2	25	20	111

※複数の障害種別に該当する場合がありますため、合計は相談件数と一致していません。

(3) 相談事例

ここでは、平成30年度に広域専門相談員にどのような相談が寄せられ、どのように対応をしたかを分野別に紹介します。

ア 福祉分野

福祉分野では、希望しているサービスが受けられない、福祉事業所の職員の対応に配慮がないといった相談がありました。広域専門相談員は、相談内容に応じて適正かつ迅速な対応をするよう心がけていますが、障害のある人の生活に関わりの深い福祉関係機関に関する相談に対しては、特に、障害のある人が適切な支援やサービスが受けられるよう、関係機関と連携しながら取り組んでいく必要があります。

事例1	就労継続支援B型事業所を強制退所させられたという相談
相談者	精神障害のある人
相談内容	就労継続支援B型事業所から退所するよう勧められた後、強制的に辞めさせられ、精神的苦痛を感じている。次の事業所に移る前に気持ちの整理をしたいので、事業所と再度話し合いたい。
対応	事業所に事実確認を行ったところ、事業所と相談者はこれまでも話し合いを続けてきており、事業所側が退所を求めたのではなく、事業所から注意・指導を受けた相談者が怒り、自ら退所を申し出ていたことがわかった。 広域専門相談員が調整し、再度話し合いをした結果、相談者と事業所双方から、相談者が退所を申し出たことを確認した旨の報告があった。

事例1では、広域専門相談員が事業所と相談者の間に入り、事業所に対して、相談者がこれまでの話し合いの内容を理解していない様子であることを伝え、再度相談者との話し合いに応じていただくよう依頼した結果、相談者が納得できる形の話し合いにつなげることができました。

イ 医療分野

医療分野では、医療機関での医療従事者に不適切な発言をされたといった相談などがありました。

障害のある人が安心して医療が受けられるよう、医療機関に対して、引き続き啓発活動を行っていきます。

事例2	紹介状を持参したのに受診ができなかったという相談
相談者	発達障害のある人
相談内容	発達障害のある相談者が地元の大学病院の紹介状を持参して京都市内の大学病院を受診しようとした。失語症に関する受診を希望していたが、紹介状に発達障害についての記載もあり、当該病院では発達障害専門外来の受け入れを停止していたことから、受付窓口職員が、該当する診療科がないため診察できないと判断してしまい、受診ができなかった。今後このようなことが起こらない体制を整えてほしい。
対応	相談者と病院双方に事実確認をした上で、話し合いを行った。病院、相談者及び関係者が協議した結果、今後、紹介状持参者の診察可否については受付窓口で判断するのではなく、当日勤務の医師が直接判断することとなった。

事例2では、病院と話し合いをすることで、病院全体として、今後同じことが起こらないような対応を検討いただくことができました。

ウ 商品販売・サービス提供分野

商品販売・サービス提供分野では、障害を理由にサービスの提供を断られたという相談や障害のある人が依頼した方法で対応してもらえなかったという相談がありました。事業者側には、障害のある人の思いを聞いていただき、できる範囲での対応を考えていただくことが必要です。

事例3	スイミングクラブへ入会を申し込んだら断られたという相談
相談者	視覚障害のある人
相談内容	スイミングクラブに入会しようと複数のクラブに問い合わせをしたが、断られたり、ヘルパーも同行して会員になるよう条件を付けられたりした。
対応	広域専門相談員が、相談者が入会を希望するスイミングクラブを訪問し、相談者との建設的な話し合いを依頼した。当初は本人だけでなくヘルパーも入会が必要とのことであったが、話し合いの結果、ヘルパーについては入会せずにプールまで同行可能とする内容に調整できた。

事例3は、視覚障害のある人が、当初安全面での保障ができないことを理由にスイミングクラブの入会を断られたり、同行するヘルパーも入会が必要であると条件をつけられたりしたという相談です。広域専門相談員が、スイミングクラブ側が感じている不安を解消するために、相談者とスイミングクラブとの話し合いに立ち会いました。相談者の安全をどのように保障するかについて、一つ一つ確認し合うことで、スイミングクラブ側の理解を深めることができ、ヘルパーは入会せずに相談者がスイミングクラブに入会することができました。

エ 教育分野

教育分野では、合理的配慮の提供を依頼したが受けられなかったなどの相談がありました。障害のある子どもの支援を行う教育関係機関には、障害への理解と丁寧な対応がより一層求められます。

事例4	子どもの支援学級に係る審議に問題があるのではないかとという相談
相談者	発達障害のある子の保護者
相談内容	子どもが幼稚園に通っているが、就学にあたって教育委員会支援員の訪問があり、その結果、支援学級に関する審議があった。保護者は支援学級を希望しておらず、教育委員会の対応が、保護者の意向に沿っていないように感じる。この対応は、障害者差別解消法に反しないか。
対応	審議に係る情報伝達等に不備があったとの相談であったが、保護者に対して、そのことは障害を理由としたものではないことを丁寧に伝えるとともに、お子さんの発達が一番大切であることを助言した。保護者の思いを聴き取り、教育委員会側にも丁寧な対応を依頼した。

事例4では、障害を理由とした取扱いに係る相談ではなかったものの、広域専門相談員が保護者の思いを丁寧に聴き取り、教育委員会側にも保護者の思いを伝えながら、保護者の思いに寄り添った形で手続きを進めるよう依頼しました。

オ 建物・公共交通分野

建物・公共交通分野では、バス、タクシーなどの公共交通機関の利用に係る相談や、職員の対応に関する相談が多くありました。障害のある人の日々の移動手段である公共交通機関に関わる職員には、障

害特性に応じた丁寧な対応が必要とされます。また、事業者側には、障害のある人から社会的障壁（バリア）をなくすための配慮を求められた場合、過重な負担でない範囲での合理的配慮の提供が求められています。

事例5	タクシー料金の割引にあたり障害者手帳の個人情報を控えられたという相談
相談者	知的障害のある子どもの保護者
相談内容	タクシー料金を支払う際、割引を受けるために障害者手帳を提示したところ、タクシー運転手に、手帳に記載された個人情報を控えられた。個人情報の取り扱いに問題があるのではないか。
対応	近畿運輸局に問い合わせ、タクシー料金の割引を受ける時は手帳を提示するだけで問題ない旨の通知が発出されていることを確認した。タクシー会社にその旨を伝えたところ、タクシー会社からは、正しい取扱いについて全従業員に周知徹底を行うとの回答があった。広域専門相談員から障害者差別解消法といきいき条例のパンフレットを送付し、会社全体で併せて周知いただくよう依頼した。

事例5では、広域専門相談員が取扱いを運輸局に確認し、事業者に伝えたことにより、正しい取扱いの徹底と、障害がある人への合理的配慮の提供について、改めて確認する機会を持つことにつながりました。

カ 住宅分野

住宅分野では、障害を理由として物件の賃貸契約を断られたなどの相談がありました。障害のある人たちが、合理的な理由がないにも関わらず不利益な取扱いを受けることがないように、条例の周知・障害への理解促進を図っていく必要があります。

事例6	マンションの賃貸契約において車いす利用者の入居拒否があったという相談
相談者	難病があり、車いすを利用している人
相談内容	マンション賃貸契約の申し込みをしようとしたところ、6件の物件で車いす利用者の入居拒否があった。
対応	対象の物件は複数の管理会社にまたがっていることから、時期や担当者等の特定ができず、事実確認が困難な状況であった。広域専門相談員が各管理会社を訪問し、障害のみを理由とする入居拒否は不利益取扱いにあたる可能性があり、今後の合理的配慮の提供についてお願いするとともに、障害者差別解消法といきいき条例の内容を説明した。

事例6は、車いす利用者が物件への入居を拒否されたという相談でした。複数の管理会社が関わっていたことから、広域専門相談員が個別訪問して法律や条例の周知活動を行い、不利益取扱いの禁止や合理的配慮の提供についての理解を深めていただくことができました。

キ 情報・コミュニケーション分野

情報・コミュニケーション分野では、合理的配慮の提供依頼をしたが対応してもらえないという相談がありました。視覚や聴覚に障害のある人から問合せを受けた場合等は、資料の読み上げなどの音声情報あるいは筆談などの視覚情報を用いるなどの工夫が求められます。

事例7	運転免許証更新時の講習における合理的配慮の提供について
相談者	聴覚障害のある人
相談内容	聴覚障害のある人が運転免許証更新時の講習を受ける際、運転免許センターに手話通訳をつけるよう依頼したが、対応してもらえない。
対応	府警察本部担当部署に状況を確認し、講習において聴覚障害のある人から手話通訳者の派遣などの配慮を求められた場合には、合理的配慮の提供を行う義務があることを改めて確認した。今後、聴覚障害のある人が免許更新手続きをする際には、筆談の対応や手話通訳者を確保する等の努力をしていくこととなった。

事例7では、講習に手話通訳者を派遣する配慮をお願いしたいという相談でした。広域専門相談員が担当部署と調整し、改めて合理的配慮の提供義務について確認するとともに、今後障害のある人から依頼や問い合わせがあれば丁寧に対応していく体制を整えることができました。

ク 労働・雇用分野

労働・雇用分野では、業務上障害に配慮してもらえないという相談が複数ありました。障害のある人と働く上で、一人ひとりに合った配慮をすることが必要です。また、障害のある人が1人で問題を抱え込んでしまわないよう、日頃からコミュニケーションを取っておくことが重要です。

事例8	体調面で不安があるが、業務上配慮してもらえないという相談
相談者	内部障害がある人
相談内容	府立学校で教員として働いているが、心筋梗塞の治療中で今後手術を予定している。体調面で無理ができない中でクラス担任をしており、とてもしんどい思いをしている。今の状況を労働安全衛生委員会に申し立てしたが、誠実な対応をしてくれない。
対応	府立学校職員の労働問題は府人事委員会が担当することを確認した。広域専門相談員が相談者の思いを傾聴した上で、人事委員会に今後の丁寧な対応を依頼した。その後人事委員会からは、相談者と面談して状況を確認したこと、相談者の上司に対して業務上の配慮を行うよう依頼したことの報告があった。

事例8では、府立学校教員が業務上の配慮を受けたいが対応してもらえないという相談でした。広域専門相談員が相談者の思いを聞き取り、適切な部署につないだことで、職場における合理的配慮の提供について理解を深めていただくことができました。

ケ その他

(1)～(8)の8分野以外の相談を「その他」分野として分類しています。障害のある人やその家族、関係者から、障害のある人の生活支援にかかわる相談や制度に関する問い合わせなどがありました。

事例9	病院への直行バスの運賃がわかりにくいという相談
相談者	障害のある人
相談内容	病院への直行バスの運賃に関して、病院ホームページに障害者割引の記載がなく、わかりにくい。障害者の運賃を明記するか、メールで問い合わせできるようにしてほしい。
対応	病院に相談内容を伝え、病院ホームページの一部に運賃が記載されていない画面があったため、修正対応をお願いした。後日、ホームページに障害者割引運賃が記載されたことを確認した。

事例9は、病院への直行バス運賃表記に関する改善希望の相談でした。病院にわかりやすく表記いただくよう配慮を依頼したところ、対応いただくことができました。

(4) 相談活動のまとめ

ア 相談体制・対応

相談窓口には、様々な障害特性や背景を持つ方から、幅広い分野や場面にかかわる相談が寄せられており、平成29年度に引き続き、2名の広域専門相談員を中心に対応を行っています。広域専門相談員は、相談者の思いを受け止め、それぞれの相談の内容に応じた調整活動や適切な情報提供・助言を、状況に応じて丁寧に行うことを基本姿勢として相談対応にあたっています。

イ 相談対応能力の向上に向けた取組

広域専門相談員には、様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められており、研修や日々の相談活動の検証を定期的に行い、相談対応能力を向上していくこととしています。

平成30年度は、近隣府県や京都市の担当者との合同研修会・意見交換会を実施しました。また、月ごとに相談事例の検証を行い、経過、対応方針、課題などを共有し、全体として相談対応力を向上させる取組を行いました。

ウ 事業者への具体的提案等

事業者との調整活動の中では、単に条例や障害者差別解消法の趣旨を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な提案を行うことや、障害のある人がより社会参加しやすくなるような環境整備を事業者にはたらきかけたりすることがより重要となります。こうした観点からも、蓄積された相談事例をしっかりと分析し、具体的な対応の提案や、好事例を広めていくように努めています。

エ 府内関係機関等との調整

条例の相談窓口には、様々な分野・場面の相談が寄せられており、必要に応じて市町村や京都府の関係機関等と連携して対応する必要があります。相談者の中には、つらい気持ちを抱えながらも勇気を出して当窓口で相談に来られる方もおられます。相談者の気持ちに寄り添いながら、相談者の抱えておられる問題の所在を明確にし、関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、場合によっては適切な機関に丁寧に引継ぎを行うこととしています。

オ 近隣府県との連携

条例では、京都府内で起こった事案を相談対象としていますが、京都府外で起こった事案について相談があった事例もありました。基本的には、相談者の了解を得て該当府県の相談窓口へ情報提供し、対応を依頼することとしていますが、府県ごとに相談体制が異なる場合もあります。近隣府県との意見交換会等を通じて、一層の連携強化を図るよう努めています。

3 その他の活動状況

(1) 京都府障害者相談等調整委員会の開催

○委員会の役割

- ・調整委員会の障害を理由とする「不利益取扱い」の個別事案に関する助言・あっせんの実施
- ・条例に基づく相談員の選任に関する審議 等

○平成30年度開催結果

平成30年7月30日に委員会を開催し、相談員の任命、平成29年度の実績状況等について審議を行いました。

(2) 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり推進協議会の開催

○協議会の役割

条例第25条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を府全体で推進するために開催。平成28年4月以降は、障害者差別解消法施行に伴い、法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての位置付けも兼ねています。

○平成30年度開催結果

平成30年11月7日に開催し、相談対応の現状と課題、各団体・機関の相談窓口の連携、条例の周知啓発等について協議を行いました。

<協議会構成団体等>

区分	委員
学識経験者（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・加藤博史 龍谷大学名誉教授（障害者福祉） ・上田達子 同志社大学教授（労働法） ・武田康晴 華頂短期大学教授（社会福祉）
国の関係機関（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・京都法務局 ・京都労働局 ・近畿運輸局（京都運輸支局）
市町村（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市 ・市長会 ・町村会
事業者・職能団体（9）	<ul style="list-style-type: none"> ・京都商工会議所 ・京都府商工会連合会 ・京都経営者協会 ・京都府医師会 ・京都精神科病院協会 ・京都府看護協会 ・京都府高齢・障害者雇用支援協会 ・京都府社会福祉法人経営者協議会 ・京都障害者スポーツ振興会
当事者団体（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府身体障害者団体連合会 ・京都障害児者親の会協議会 ・京都精神保健福祉推進家族会連合会
京都府（2）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育庁指導部特別支援教育課 ・健康福祉部障害者支援課

(3) 普及・啓発活動

この条例は共生社会の実現を目指すものであるため、府民に広く周知を図り、条例の内容や障害に関する理解を深めていただくことが重要と考えております。

このため、条例や平成28年4月から施行された障害者差別解消法についての研修や説明会の実施、条例の内容を分かりやすく解説したパンフレットの配付、各種広報媒体を用いた広報、各

種イベント等における重点的な広報活動、心のバリアフリーハンドブックの作成・周知、条例のガイドラインの作成等により、条例の趣旨・内容等の周知・啓発を図っています。

ア 条例や障害者差別解消法についての研修や説明会の実施

条例や平成28年4月から施行された障害者差別解消法について、府民、企業、市町村等を対象とした研修や説明会を開催し、条例や法の趣旨の周知・啓発を図っています。

<平成30年度研修・説明会実績>

市町村相談員研修会（平成30年10月29日）ほか 計13回

イ ガイドラインの周知

条例に基づき、民間事業所等が行う合理的配慮の望ましい事例等を示すとともに、条例の目的や内容（不利益取扱いの禁止等、相談、助言・あっせん等の考え方など）を盛り込んだガイドラインを作成（平成26年12月）しており、京都府障害者支援課のホームページでの広報・周知を行っています。

ウ 条例パンフレット、心のバリアフリーハンドブックの配布

- ・ 条例の概要を説明したパンフレットを京都府内各広域振興局や市町村窓口で配布しています。
- ・ その他、障害のある人へのサポート方法や配慮の例などについてまとめたハンドブックの作成・配布や京都府障害者支援課のホームページでの広報・周知を行っています。

（※イ、ウ関連 掲載ページ：<http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/jyorei.html>）

4 今後の課題

(1) 事業者・府民への普及・啓発について

ア 条例の相談窓口の周知について

平成30年度の新規相談受付件数は計101件でした。条例施行後4年が経過したことにより条例の相談窓口について周知が進み、相談件数は年間100件超で推移していますが、まだまだ条例の内容や相談窓口についての周知が不足していると考えます。相談窓口のことを知らないために相談ができない人や条例の相談対象となるようなことが身近に起きていても条例や障害者差別解消法のことを知らず仕方がないとあきらめている人もいると考えられます。今後も障害のある人やその関係者に対して、わかりやすく条例の趣旨や内容を周知していきます。

イ 事業者・府民へのはたらきかけ

条例の調整活動の中では、相談窓口に不適切な対応があったと相談があった場合、原則としてその相手方となる事業者、事実やその対応を行った理由を丁寧に確認することとしています。事業者へ確認を行うと、障害のある人への誤解や障害特性への理解が不十分なため、障害のある人に対してどのように対応してよいかわからず、不適切な対応につながっていると考えられる場合が多いのが現状です。

調整活動により、相談の対象となった事業者の対応改善をはたらきかけていくことはもちろんですが、事業者に対し好事例を発信したり、従業員向け研修を実施したりするなど、事業者や業界全体に向けた啓発の機会を増やし、「点から線へ、線から面へ」つないでいく取組をますます強化していくことが必要だと考えています。

また、障害者差別解消法や条例は、事業者に対して不利益取扱いの禁止や合理的配慮の提供を求めていることから、障害のある人に対する近隣住民からの差別的な発言に係る相談など、相手方が事業者ではないものについては、広域専門相談員が直接調整活動を行うことが難しい状況にあります。そのため、一般府民に向けた障害のある人への理解促進や条例の普及のための取組を進めていくことが、より重要になっています。

(2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

ア 地域相談員との連携強化

地域での受け皿として、地域相談員を条例上の相談員として設置していますが、引き続き窓口の周知や相談員の資質向上に取組むとともに、広域専門相談員との連携のあり方についての検討や連携強化を図っていく必要があります。

イ 市町村、関係機関等との連携強化

障害者差別解消法の施行に伴い、府内市町村でも障害者差別に関する相談窓口が設置されている場合もあり、市町村との連携についても今後の課題となっています。

また、相談窓口へは特定相談以外の相談も多く、特に、障害のある人への生活支援が必要であると考えられるものも多くあり、こうした場合の市町村や福祉関係機関での連携方法についても今後の課題となっています。

こうした様々な相談についても幅広く対応し、適切な情報提供や関係機関への引き継ぎを行っていくことが必要なため、今後も必要に応じて市町村や京都府の関係機関、公共職業安定所、既存の各種相談窓口、近隣府県等との関係構築や連携強化を一層進めていく必要があります。